

令和8年度環境省調達改善計画

1. 目的

本計画は、「調達改善の取組の推進について」（令和8年1月27日行政改革推進会議決定）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議）を踏まえ、環境省において、調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための取組を推進するために策定するものである。

2. 調達の現状分析

表1 令和6年度環境省における調達の契約種別

（単位：件、億円）

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約	1,792	61.50%	1,065	40.40%
	最低価格落札方式	1,015	56.64%	223	20.94%
	うち一般競争契約	966	95.17%	218	97.90%
	うち指名競争契約	49	4.83%	5	2.10%
	総合評価落札方式	777	43.36%	842	79.06%
	うち一般競争契約	756	97.30%	838	99.48%
	うち指名競争契約	21	2.70%	4	0.52%
	企画競争による随意契約	48	1.65%	32	1.20%
	公募による随意契約	193	6.62%	169	6.42%
	不落・不調による随意契約	36	1.24%	8	0.31%
	小計	2,069	71.00%	1,274	48.33%
競争性のない随意契約		845	29.00%	1,363	51.67%
合計		2,914	100.00%	2,637	100.00%

（注1）令和6年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

（注2）金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注3）原子力規制庁を含む。

表2 令和6年度環境省における調達の応札状況

（単位：件、億円）

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約 （最低価格落札方式）	665	167	350	56	1,015	223
割合	65.52%	74.88%	34.48%	25.12%	100.00%	100.00%
うち一般競争契約	643	164	323	54	966	218
うち指名競争契約	22	3	27	2	49	5
競争契約 （総合評価落札方式）	533	369	244	473	777	842
割合	68.60%	43.79%	31.40%	56.21%	100.00%	100.00%
うち一般競争契約	519	366	237	472	756	838

	うち指名競争契約	14	3	7	1	21	4
	企画競争による随意契約	31	14	17	17	48	32
	割合	64.58%	44.95%	35.42%	55.05%	100.00%	100.00%
	公募による随意契約	193	169	0	0	193	169
	割合	100.00%	100.00%	0.00%	0.00%	100.00%	100.00%

(注1) 令和6年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

(注2) 参加者確認公募以外の公募（複数の者との契約を前提とした公募）は除く。

(注3) 「公募による随意契約」欄には、タクシーチケット供給業務など複数者との契約を前提としているものについては原則除外している。

(注4) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注5) 原子力規制庁を含む。

表3 令和6年度環境省における調達経費の内訳（本省・地方支分部局等別）

（単位：件、億円）

		本省		地方支分部局等※1		合計	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共 工事 等	公共工事 (A)	1	0	183	457	184	457
	割合 (A/J)	0.08%	0.03%	11.38%	23.46%	6.31%	17.32%
	公共工事に係る調査及び設計業務等 (B)	0	0	72	18	72	18
	割合 (B/J)	0.00%	0.00%	4.48%	0.92%	2.47%	0.68%
小計		1	0	255	474	256	475
物品 役務 等	情報システム (C) ※2	60	79	51	55	111	134
	割合 (C/J)	4.59%	11.38%	3.17%	2.82%	3.81%	5.07%
	電力 (D)	0	0	15	2	15	2
	割合 (D/J)	0.00%	0.00%	0.93%	0.12%	0.51%	0.09%
	ガス (E)	0	0.0	1	0	1	0
	割合 (E/J)	0.00%	0.00%	0.06%	0.00%	0.03%	0.00%
	調査研究(F)※3	510	130	318	127	828	257
	割合 (F/J)	39.05%	18.78%	19.78%	6.52%	28.41%	9.73%
	競争的資金による研究 (G)※4	4	2	0	0	4	2
	割合 (G/J)	0.31%	0.29%	0.00%	0.00%	0.14%	0.08%
物品購入(H)	13	1	75	8	88	9	
割合 (H/J)	1.00%	0.15%	4.66%	0.41%	3.02%	0.34%	
その他の役務(I)		718	479	893	1,280	1,611	1,759

	割合 (I/J)	54.98%	69.37%	55.53%	65.75%	55.28%	66.70%
	小計	1,305	691	1,353	1,472	2,658	2,162
	合計 (J)	1,306	691	1,608	1,946	2,914	2,637

44.82% 26.20% 55.18% 73.80% ※5

(注1) 令和6年度の契約に関する統計等に基づき作成 (少額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※1 原子力規制庁、地方環境事務所等、国民公園等及び施設等機関

※2 環境行政を効率的かつ効果的に進めるための情報システムの整備等にかかるものの合計。

※3 「調査」(実態調査、動向調査等の各種の調査)、「統計調査」(統計情報の収集整理等)、「研究」(科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等)に係るものであって、「公共工事に係る調査及び設計業務等」(B)及び「競争的資金による研究」(G)以外のものの合計。

※4 資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家による評価に基づいて実施すべき課題を採択して、研究者等に配分する研究開発資金による研究及びそれに準じた公募の合計。

※5 契約件数・契約金額の(本省/環境省全体)及び(地方支分部局等/環境省全体)の割合

表4 令和6年度環境省における競争契約における調達経費の内訳
(本省・地方支分部局等別)
(単位：件、億円)

		本省		地方支分部局等※1		合計	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共 工事 等	公共工事 (A)	0	0	174	451	174	451
	割合 (A/J)	0.00%	0.00%	16.94%	61.32%	9.71%	42.32%
	公共工事に係る調 査及び設計業務等 (B)	0	0	69	18	69	18
	割合 (B/J)	0.00%	0.00%	6.72%	2.38%	3.85%	1.64%
	小計	0	0	243	468	243	468
物 品 役 務 等	情報システム (C) ※2	41	73	9	33	50	106
	割合 (C/J)	5.36%	22.03%	0.88%	4.47%	2.79%	9.91%
	電力(D)	0	0	8	1	8	1
	割合 (D/J)	0.00%	0.00%	0.78%	0.11%	0.45%	0.08%
	ガス(E)	0	0	1	0	1	0
	割合 (E/J)	0.00%	0.00%	0.10%	0.01%	0.06%	0.00%
	調査研究(F)※3	308	104	182	47	490	151
	割合 (F/J)	40.26%	31.45%	17.72%	6.46%	27.34%	14.20%
	競争的資金による 研究(G)※4	0	0	0	0	0	0
	割合 (G/J)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	物品購入(H)	10	1	54	6	64	7
割合 (H/J)	1.31%	0.21%	5.26%	0.80%	3.57%	0.62%	
その他の役務(I)	406	153	530	180	936	333	

	割合(I/J)	53.07%	46.30%	51.61%	24.45%	52.23%	31.22%
	小計	765	330	784	267	1,549	597
	合計 (J)	765	330	1,027	735	1,792	1065

42.69% 30.98% 57.31% 69.02% ※5

(注1) 令和6年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※1 原子力規制庁、地方環境事務所等、国民公園等及び施設等機関

※2 環境行政を効率的かつ効果的に進めるための情報システムの整備等にかかるものの合計。

※3 「調査」(実態調査、動向調査等の各種の調査)、「統計調査」(統計情報の収集整理等)、「研究」(科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等)に係るものであって、「公共工事に係る調査及び設計業務等」(B)及び「競争的資金による研究」(G)以外のものの合計。

※4 資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家による評価に基づいて実施すべき課題を採択して、研究者等に配分する研究開発資金による研究及びそれに準じた公募の合計。

※5 契約件数・契約金額の(本省/環境省全体)及び(地方支分部局等/環境省全体)の割合

表5 令和6年度環境省における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳
(本省・地方支分部局等別)

(単位：件、億円)

		本省		地方支分部局等※1		合計	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共 工事 等	公共工事 (A)	0	0	90	58	90	58
	割合 (A/J)	0.00%	0.00%	13.35%	20.99%	7.51%	10.84%
	公共工事に係る調 査及び設計業務等 (B)	0	0	35	11	35	11
	割合 (B/J)	0.00%	0.00%	5.19%	4.10%	2.92%	2.12%
	小計	0	0	125	69	125	69
物 品 役 務 等	情報システム (C) ※2	31	65	6	27	37	92
	割合 (C/J)	5.92%	25.10%	0.89%	9.80%	3.09%	17.20%
	電力(D)	0	0	5	1	5	1
	割合 (D/J)	0.00%	0.00%	0.74%	0.25%	0.42%	0.13%
	ガス(E)	0	0	1	0	1	0
	割合 (E/J)	0.00%	0.00%	0.15%	0.01%	0.08%	0.01%
	調査研究(F)※3	219	80	123	41	342	121
	割合 (F/J)	41.79%	30.92%	18.25%	14.81%	28.55%	22.60%
	競争的資金による 研究(G)※4	0	0	0	0	0	0
	割合 (G/J)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	物品購入(H)	6	0	43	5	49	6
	割合 (H/J)	1.15%	0.18%	6.38%	1.87%	4.09%	1.06%
	その他の役務(I)	268	114	369	133	639	247
割合 (H/J)	51.15%	43.80%	55.04%	48.16%	53.34%	46.05%	
小計	524	259	549	207	1,073	466	
合計 (J)	524	259	674	277	1,198	536	

43.74% 48.36% 56.26% 51.64% ※5

(注1) 令和6年度の契約に関する統計等に基づき作成 (少額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※1 原子力規制庁、地方環境事務所等、国民公園等及び施設等機関

※2 環境行政を効率的かつ効果的に進めるための情報システムの整備等にかかるものの合計。

※3 「調査」(実態調査、動向調査等の各種の調査)、「統計調査」(統計情報の収集整理等)、「研究」(科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等)に係るものであって、「公共工事に係る調査及び設計業務等」(B)及び「競争的資金による研究」(G)以外のものの合計。

※4 資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家による評価に基づいて実施すべき課題を採択して、研究者等に配分する研究開発資金による研究及びそれに準じた公募の合計。

※5 契約件数・契約金額の(本省/環境省全体)及び(地方支分部局等/環境省全体)の割合

一者応札割合は依然として高い状態にあるため、一者応札の事前審査・事後審査体制を強化することで、職員の一者応札改善への意識を更に高めるとともに、外部有識者により組織された委員会（以下「入札監視・契約適正化委員会」という。）からの助言等を踏まえつつ構造的な原因の分析を進めるなど、引き続き競争性確保を図る必要がある。また、複数年度に亘り一者応札となっている調達案件については、その原因を個別に分析し、改善策の検討を行った結果、特殊な技術や設備等が不可欠であり、特定の者だけが実施し得ることが見込まれるものについて参加者確認公募への移行を検討するなどの取組を引き続き実施し、契約方式の妥当性を検証する。さらに、実施した調達案件については、入札監視・契約適正化委員会において事後検証いただき、契約方式や価格の妥当性を確認することが不可欠である。

また、入札監視・契約適正化委員会において審議したその他の個別の事例についても、得られた成果はもとより成果の得られなかった案件についても省内に事例展開し、調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための具体的な方法を省全体で共有することで、調達改善の促進を図ることが重要である。

3. 調達改善の取組内容

令和8年度の調達改善に関する取組内容として、以下を実施する。

- (1) 重点的な取組として、一者応札の改善に向けた取組等を実施する。共通的な取組として、外部有識者委員会の更なる活用を図る。（詳細は様式1のとおり。）
- (2) その他の取組として、調達手続きについて見直しを継続する。（詳細は様式2のとおり。）

4. 実施状況の把握及び自己評価の実施

年度終了後に調達改善計画の実施状況について自己評価を実施し、計画の達成状況や調達の具体的な改善内容等について年度終了後に公表する。また、年度途中において自主点検を実施するとともに、計画の見直しの必要が生じた場合等については、計画を改定し、その内容を公表する。

5. 調達改善の推進体制

(1) 推進体制の整備

本計画を推進するため、以下のとおり調達改善推進チームを設置する。

リーダー : 大臣官房長
サブリーダー : 大臣官房会計課長
メンバー : 大臣官房会計課監査指導室長
その他リーダー又はサブリーダーが指名する者

なお、必要に応じて上記以外の職員を出席させることができることとする。

(2) 調達改善推進チームの業務

調達改善推進チームにおいては、以下の業務を行うこととする。

- ① 調達改善計画の策定及び公表
- ② 調達改善計画の進捗状況の管理
- ③ 調達改善計画の自己評価の実施及び公表
- ④ 調達改善計画の自主点検の実施

⑤その他調達の改善に当たり必要と認められる事項

(3) 調達改善推進チーム会合の開催

調達改善推進チームは、計画の進捗状況の把握及び評価を行う。

なお、必要に応じて定例会合以外に臨時の会合を開催することができることとする。

(4) 外部有識者の活用

調達改善計画の策定や自己評価の実施等に当たっては、外部有識者によって組織されている入札監視・契約適正化委員会の意見を求める。

なお、委員は、入札監視・契約適正化委員会において検討することが適当と判断される事項がある場合には、調達改善推進チームに対し、同委員会の開催を求めることができる。

(5) 人材育成、情報の共有等

契約事務等に関する規程等を整備しポータルサイトで共有する。また、若手職員向けに行っている会計事務担当者研修会において調達改善計画、とりわけ契約前自己チェックプロセスや発注者綱紀保持ルールを通じた入札・契約制度にかかる説明を行うとともに、資料を他の契約事務等の担当者にも閲覧可能な状態で共有する。また、内部監査を活用して地方支分部局等に対しても均質的に調達知識や能力の向上を図る。

重点的な取組、共通的な取組

令和8年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度 ※1	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		調達改善に向けた審査・管理の充実 (一者応札の改善に向けた取組)	<p>・契約前自己チェックプロセスの実施 昨年度に引き続き、前年度の契約金額が1,000万円以上で、かつ前年度「一者応札」「落札率が高落札(90%以上。工事は低入札調査基準の範囲(0.75~0.92)以上)」であった物品・役務・工事・建設コンサルタントの全案件(仕様内容が前年度と変更されている場合においても、入札に参加し得る者が前年度と同様の案件含む。以下同じ)及び契約金額及び落札率を問わず、「一者応札」が2カ年度以上続いている全案件について、業務担当者による契約前自己チェックにより、発注方式や仕様の見直し、再委託部分を発注することの可否等を確認する。</p> <p>・アンケート調査の実施 政府電子調達システム(GEPS)等に掲載されている個別案件ごとに、入札説明書等を入力した事業者に対するアンケート調査を実施する。その調査結果について発注担当部局等にフィードバックし、自ら行うことができる改善については、同年度の同種又は類似業務や次年度業務に積極的に取り入れるように努める。</p> <p>・発注見通しの公表 一者応札対策として、公共工事入契法に基づく発注見通しを参考とし、環境本省の物品・役務に係る業務発注の見通しについて四半期毎に一覧表を作成し、HP上に公表する。</p>	前年度の一者応札実績を踏まえ、発注方式の妥当性についての審査、事業者からのアンケート調査の回答による原因を把握し改善を図ることが重要と考えられるため。	A	H29 (一部H31年度、R5年度)	<p>・契約前自己チェックプロセスの実施 一者応札が継続している調達について、業務担当者による契約前自己チェックを行うことで、職員の一者応札改善への意識を高めるとともに、競争性確保を図る。</p> <p>・アンケート調査の実施 個別案件ごとに一者応札の原因把握を行い競争性確保を図る。</p> <p>・発注見通しの公表 予め発注見通しを公表することにより競争性確保を図る。</p>	R9年3月まで
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	<p>・外部有識者委員会の更なる活用 外部有識者で組織された委員会において前年度審議した案件について、指摘を踏まえて適切に対応するとともに、前年度契約実績やアンケート調査等の結果について、分析を加えながら、外部有識者委員会にも報告し、その助言等を踏まえつつ中長期的な課題の検討を進めるなど、環境省における調達手続の適正化に資するものとする。</p> <p>・研修の実施 会計事務担当者研修等により省内に一者応札の現状と対応状況等を共有する。</p> <p>・契約前自己チェック結果の分析 契約前自己チェックを実施した全案件について、その要因等に係る一覧を作成し、外部有識者委員会にて報告するとともに、省内に共有する。</p> <p>・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 参加者確認公募により実施しようとする全案件について、環境省会計担当で組織された契約委員会にて公告前に事前審査を行う。</p>		A	H30 (一部H31年度)	<p>・外部有識者委員会の更なる活用 外部有識者委員会での指摘を踏まえ適切に対応することで、調達の適切性、透明性及び競争性を確保し調達改善の促進を図る。</p> <p>・研修の実施 職員に対し、一者応札の改善に向けた取組を図る。</p> <p>・契約前自己チェック結果の分析 事業担当者が考える一者応札改善に向けた取組のうち、結果が伴わず引き続き一者応札になった案件について分析することで、より成果を伴う調達改善方法を検討する。</p> <p>・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 一者応札が継続している調達の発注方式の妥当性を確認し、改善を図る。</p>	R9年3月まで
○		契約方式・価格等の事後検証	環境省で実施した調達案件について、その契約方式や価格の妥当性、受注割合の高い特定の契約相手先に係る契約内容等を外部有識者により組織された委員会において事後検証いただき必要に応じ改善策を検討する。	前年度の取組状況を分析した結果、一者応札の改善に向けて、契約方式の妥当性についての確認プロセスを強化する余地が引き続き大きいと考えられるため。	A	H29	一者応札が継続している調達の契約方式や価格の妥当性、受注割合の高い特定の契約相手先に係る契約内容等を確認し、調達改善を目指す。	R9年3月まで
○		地方支分部局等における取組の推進	本省会計課にて実施している内部監査と合わせて、地方支分部局等での契約前自己チェック実施状況を把握するとともに、本省で得られた成果を共有・展開する。	地方支分部局等を含めた省全体での取組が必要なため。	B	H30	地方支分部局等も含めて省全体で調達改善の取組を進める。	R9年3月まで
○		調達事務のデジタル化の推進	<p>・政府電子調達システム(GEPS)の更なる活用 GEPSを使用していない応札者や落札者に声掛けを行うと共に、GEPSを使用した電子入札や電子契約を行うよう省内へ周知徹底する。</p> <p>・DX化の推進 全省庁共通会計DXの取組における調達事務に係る一体的システムの導入により、業務の効率化・簡素化に努める。</p>		B	H26	<p>・競争性、公正性、透明性を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する。</p> <p>・電子入札の一層の促進及び電子契約率60%を目標とし達成に努める。</p> <p>・DX化の推進による業務の効率化に努める。</p>	R9年3月まで

●電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議専門部会(第63回)及びシステム設計WG(第84回会合)」(令和7年10月30日デジタル庁)。

- 電子入札率=電子入札実施案件数÷開札案件数
- 電子入札実施案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が少なくとも1社存在する開札案件数。(随意契約は含まず。)
- 開札案件数:調達実施申請が完了し、入札対象となった案件のうち、電子調達システムにおいて開札が執行された案件数。(随意契約は含まず。)
- 電子契約率(入札案件)=(電子契約案件数(入札案件)+請書省略案件数(入札案件))÷開札案件数
- 電子契約案件数(入札案件):契約確定件数のうち、「契約書」または「請書」を、「電子」で実施した案件数。(随意契約は含まず。)
- 請書省略案件数(入札案件):契約確定件数のうち、「請書省略」とした案件数。(随意契約は含まず。)
- 電子契約率(全案件)=(電子契約案件数+請書省略案件数+少額物品調達案件数)÷(調達実施申請件数+少額物品調達案件数)
- 請書省略案件数:契約確定件数のうち、「請書省略」とした案件数。
- 少額物品調達案件数:少額物品調達業務において契約締結済となった案件数。
- 調達実施申請件数:調達実施案件登録で調達実施申請案件を作成し、決裁まで完了した案件数。(一時保存状態の案件数は含まず。)

※電子契約率(全案件)は、電子調達システムに登録せず、入札から契約までが紙のみで完了する案件は対象外であり、GEPS(少額物品調達業務も含む)を用いて契約した案件が対象である。

※年度をまたいで入開札・契約が行われる案件がある際に、電子入札率・電子契約率が100%を超える場合がある。(例:3月に入札公示、4月に開札の案件)

※1 難易度

- A+:効果的な取組
- A:発展的な取組
- B:標準的な取組

その他の取組

調達改善計画	
具体的な取組内容	新規継続区分
【クレジットカード決済の活用】 公共料金等の支払いについて、クレジットカード決済の活用を行なう。	継続
【汎用的な物品・役務における共同調達等の有効活用】 汎用性の高い物品・役務について、府省庁間や部局間で共同調達を活用する。共同調達を行うことで、契約数量の集約によるコスト縮減、仕様の標準化による事務負担の軽減に資する。	継続
【十分な公告期間等の確保の徹底】 事業者が十分な準備期間を確保できるよう、入札公告から締切までの期間を適切に設定し、必要な公告期間を確保する。	継続
【競争参加資格要件の緩和】 事業者の参入を阻害する過度な実績要件や資格条件を見直し、必要最小限の要件とすることで、より多くの事業者が入札に参加できる環境を整える。	継続
【公告、入札説明書等のホームページへの掲載】 入札公告や入札説明書などの調達関連資料をホームページに掲載し、事業者が必要情報へアクセスできる環境を整備するとともに、広く事業者の入札への参入を促す。	継続
【事業者が準備にかかる時間を十分に確保できるよう留意した受注者の決定時期の設定】 事業者が体制構築に必要な時間を確保できるよう、十分な事業期間を適切に設定し、過度に短いスケジュールとならないよう留意する。	継続
【提案書等の分量の適正化】 提案要求に当たっては、事業者の負担を軽減し参入しやすい環境を整えるため、提案書や必要資料の分量を過度に多くしないよう適正化を図る。	継続
【仕様の明確化】 事業者間の理解差や過度な解釈の余地をなくし、競争性と提案の質を確保するため、仕様の内容を明確かつ具体的に記載する。	継続
【報告書等の積極的な開示】 調達の透明性と市場への情報提供を強化するため、過年度に実施した同種の業務において作成された報告書や成果物について、公開可能な範囲で積極的に開示し競争参加者の理解度の向上を図ることで、参入促進や一者応札の抑制に寄与する。	継続
【適正な予定価格の設定(市場価格、過去に調達した類似案件事例等の情報・PMOレビューの活用)】 市場価格や業務内容の妥当性を踏まえ、適正な予定価格を設定する。	継続